17経営第7480号 平成18年3月31日

全国共済農業協同組合連合会 代表理事理事長 上原 壽宰 殿

農林水産大臣 中川 昭一

コンピュータ・システム障害等についての資料の提出について

このことについて、コンピュータ・システムを利用した取引等が拡大する中、これらに障害等が発生した場合には、利用者や業務運営等に大きな影響を与えることも考えられることから、貴会の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第93条第1項の規定に基づき、別紙様式の事項についての報告を求めるので、下記要領により提出されたい。

記

- 1 報告対象となるコンピュータ・システムの障害等 その原因の如何を問わず、現に使用しているシステム・機器(ハードウェア、ソフトウェアとも)に発生した障害であって、
  - ① 共済金、返戻金その他の給付金の支払い等に遅延、停止等が生じている もの又はそのおそれがあるもの
  - ② 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの
  - ③ その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム

・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合にあっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められるときは、報告を要するものとする。

## 2 報告要領

- (1) コンピュータ・システムの障害等を認識次第、直ちに電話にてその事実を報告する。
- (2) ファクシミリにより別紙様式にて報告する。
- (3) 復旧時、原因解明時には改めてその旨を報告する(ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、(1) の報告を行った時から1か月以内に現状について報告する。)。

## 3 報告期間

平成18年4月1日以降当面の間

(注)必要に応じて追加の報告を求め、業務改善命令等を発出する場合があり得る。

農林水產大臣 殿

全国共済農業協同組合連合会 代表理事 氏名 印

(1) 障害等が発生した(2) サイバー攻撃を検知した(3) サイバー攻撃の予告を受けた

18年 月 日付け17経営第 号に基づき報告します。

(新規・続報) 障害発生等報告書

受	付	日	時	平成 年 月 日 時 分	
連	絡 者		者	所属: (電話番号)	
				氏名:	
				発生日時:平成 年 月 日 時 分均	頁
状			況		
障	害	原	因	未確認・確認済(	)
復	旧	見	込	平成 年 月 日 時頃 • 不明	
復旧までの影響					
対	処	状	況	復旧までの対応策: 対 外 説 明:	
事	後己	收 裡	<b>奏</b> 策		

## (記載要領)

- 1. 障害発生等の状況に照らして報告文中の①~③のいずれかを選択するとと もに、太枠内を記載すること。
- 2. 障害の状況等が多岐に亘る場合、本様式記載のうえ別紙添付可(様式任意)。
- 3. 状況欄には、障害等の状況のほか、発生場所(市町村名まで)、被害が確認されている場合には必要に応じ、被害の状況を記載すること。
- 4. 復旧するまでの対応策については、応急措置、抜本的対応(代替措置等)、 抜本的対応の準備に要する時間等を記載すること。
- 5. 障害等がサイバーテロによるものである場合は、以下の事項についても、 判明した範囲で記載すること。
  - ① 攻撃の種別(不正アクセス、サービス不能攻撃、情報漏えい・改ざん、システム破壊等)及び原因(セキュリティーホール、侵入経路、不正プログラム等)【障害原因欄】
  - ② その他の連絡先(警察、セキュリティー関係機関、他省庁等)【対応状 況欄】
  - ③ 他の事業者に対する攻撃の可能性【状況欄】